

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況について

労働災害発生状況

平成18年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	1 (-3)	306 (-11)	0 (±0)	27 (+8)
建設業	4 (+1)	124 (-32)	0 (±0)	10 (-5)
運輸・貨物業	1 (-4)	145 (+14)	0 (-1)	11 (+6)
その他の業種	9 (+3)	373 (+64)	0 (-1)	24 (+16)
合計	15 (-3)	948 (+35)	0 (-2)	72 (+25)

()内は前年同期との差

交通労働災害発生状況

平成18年5月末現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上の災害	死亡災害	休業4日以上の災害
製造業	0 (-1)	5 (+2)	0 (±0)	1 (±0)
建設業	1 (+1)	3 (-7)	0 (±0)	0 (±0)
運輸・貨物業	0 (-5)	11 (-3)	0 (-1)	0 (±0)
その他の業種	2 (-1)	45 (+17)	0 (±0)	3 (+3)
合計	3 (-6)	64 (+9)	0 (-1)	4 (+3)

()内は前年同期との差

全国安全週間について

本年で79回目を迎える全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に一度も中断されることなく続けられています。

昨年日立署管内の休業4日以上の死傷災害は183件で、平成16年より5件減少、死亡災害も4件で3件減少していますが、茨城県内では休業4日以上の災害が98件増加しており、死亡災害件数も1件増の44件発生しています。全国的には労働災害は長期的に減少しており、死亡者数は過去最低を記録しています。しかし、労災保険新規受給者数が年間約55万人にも上っており、一度に多数の労働者が被災する重大災害は依然として高い水準で推移しています。

労働災害の一層の推進を図るために、本年4月からリスクアセスメントの実施等の努力義務化、労働安全衛生マネジメントシステムを実施し安全衛生水準が高いと認められる事業場に対する計画届免除制度の創設、製造業の元方事業者による作業間連絡調整の実施等を内容とした改正労働安全衛生法が施行されたところです。

各事業場においては、労働災害の一層の減少を図るために、労使一丸の下、改正法に盛り込まれたリスクアセスメントを実施し、その結果に基づきリスクを低減させるとともに労働者の安全と健康を最優先する企業文化である安全文化を確立することが重要です。

また、「総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等の安全管理体制の整備と活性化」、「機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルと修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアル、機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルや建設機械、クレーン等の安全な作業計画の確立」、「職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施」、「作業者の安全意識高揚」、「自主的な安全活動の充実」など定期的に総点検を行い安全活動の定着と安全水準の向上を図ってください。